

100 周年記念基金国際交流助成規程細目

(総 則)

第 1 条 本細目は、創立 100 周年記念事業の国際交流基金 2 億円、および桜井資金 1000 万円を原資とする国際交流活動への助成に係わる事項を定めるものである。

(助成対象ならびに運用費)

第 2 条 次の 4 項目の国際交流活動に対して費用の助成を行なう。

本助成に係わる運用資は基金ならびに資金の利子によるものとし、毎年配分は下記に準じて行う。

なお、会計理事は、翌年の運用限度額を別に定める「会計規程細目」にもとづき、運用年度の前年度の 12 月末までに決定する。

(1) 外国学会との交流活動

・運用限度額については、会計理事が決定する金額とする。

1 件 10 万円～30 万円、年間最大助成件数：10 件

日本で開催する電気学会主催の会議において、その分野の著名な海外の研究者・技術者を講演者・招聘論文発表者として招聘するための交通費・滞在費等の補助。

(2) 国際会議への出席

・運用限度額については、会計理事が決定する金額とする。

1 件 10 万円～30 万円、年間最大助成件数：20 件

本学会若手会員(35 才程度以下の人) が海外で開催される国際会議において論文を発表する場合の交通費、滞在費等の補助

(3) 桜井資金による海外派遣

・運用限度額については、会計理事が決定する金額とする。

1 件 10 万円～30 万円、年間最大助成件数：4 件

海外で開催される電力技術に関する国際的会合の出席者への交通費、滞在費等の補助

(4) その他の海外向け諸活動への助成

・運用限度額については、会計理事が決定する金額とする。

学会役員や職員の海外学会との一般交流活動の諸経費の補助。

(申 請)

第 3 条 助成の申請は所定の申請書(添付) により行なう。なお、申請者、推薦者、申請時期は付 1 による。また申請の公募は、申請期限の 2 ヶ月前の本学会雑誌の会告、学会ホームページにより行なう。ただし前条(4) 項は公募しない。

(審議、選考)

第 4 条 国際交流のため本学会会員が企画した会議への招聘または出席目的を、本学会活動の国際化促進の観点から審査、選考するものとし、これを調査会議において行なう。

なお助成決定時期は付 1 による。

(報 告)

第 5 条 国際交流助成を受けた当事者（外国学会にあっては国際会議企画責任者）は、活動完了後 1 ヶ月以内に活動結果の概要を調査会議議長宛報告しなければならない。

(付則)

- 1．平成 3 年 3 月 26 日，理事会にて承認。
- 2．平成 3 年 5 月 24 日より施行する。
- 3．平成 13 年 4 月 17 日，調査会議にて第 2 条，第 3 条の見直しについて承認。
- 4．平成 14 年 4 月 10 日，調査会議にて付表の見直しについて承認。

付 1 100 周年記念基金国際交流助成への申請者，推薦者，申請時期，決定時期

	外国学会との交流	国際会議への出席	桜井資金による海外派遣	その他海外向け諸活動への助成
申請者	会議企画責任者	出席者本人。 ただし，下記該当者とする。 ・ 海外で開催される国際会議において論文を発表する本学会若手会員（35才程度以下の人）	出席者本人 ただし，下記該当者とする。 ・ 海外で開催される電力技術に関する国際的会合の出席者	活動者本人 ただし，下記該当者とする。 ・ 海外学会との一般交流活動をする学会役員や職員
申請時期 決定時期	・ 運用年度の前年度12月末または当年度6月末までに申請する。 ・ それぞれ3月末、9月末までに助成可否と助成金額を決定する。	・ 同左	・ 運用年度の前年度12月末までに申請する。 ・ 3月末までに助成の可否と助成金額を決定する。	・ 公募なし
推薦者		・ 本会各支部長 ・ 大学，研究機関等の電気関係代表者，学科教室主任，または民間研究部門代表者等 ・ 本会各種委員会委員長	・ 同左	